

平成18年
10月から

認定こども園、 いよいよスタート

最近では、幼稚園の預かり保育が増え、保育所に幼稚園的教育が取り入れられるなど両者の垣根がなくなりつつあります。こうした流れの中、新しい保育・教育施設「認定こども園」が18年10月からスタートします。



認定こども園ってどんなところ？

認定こども園とは、就学前の子どもに“教育”と“保育”を総合的に提供する施設です。

具体的には、0～2歳児は保育中心。3～5歳児は午前中に幼稚園的な教育を行い、保育に欠ける子どもはその後夕方まで預かり保育が可能。施設によっては、早朝や夜間に延長保育を実施します。

また、子育て相談や親子の集いの場の提供、一時保育など、地域のニーズにあつた子育て支援も行います。

認定は、現在の幼稚園、保育所の制度は維持したまま、認可外の施設を含めた既存の施設に新たな機能を追加する形で行われ、右のように4つのタイプに分けられます。

認定こども園 4つのタイプ

- 1

幼保連携型
認可幼稚園と認可保育所を併設する
- 2

幼稚園型
認可幼稚園に保育機能を取り入れる
- 3

保育所型
認可保育所に幼稚園教育を取り入れる
- 4

地方裁量型
認可外保育所が認定を受ける

認定こども園になると！

親の就労の有無を問わない

保育所は両親が仕事をしている場合や病気の場合など、保育に欠ける子どもしか預かってもらえないが、認定こども園では、親の就労の有無に関係なく預かってもらえる。

預かり時間は保育所並み

幼稚園の標準保育時間は4時間だが、認定こども園では、保育に欠ける子どもは保育所の標準保育時間と同じ8時間まで預かってもらえる。

幼児教育と保育の両方のサービスを実施

午前中の4時間は幼児教育を受け、午後の4時間は預かり保育をしてもらうということも可能になる。

認定こども園だとこんなに便利になるのね！

■ 増える待機児童

全国的に少子化が進む中、幼稚園では定員割れが起きている一方で、働く親の増加に伴い、保育所では待機児童がいるという現状が社会問題となっています。認定こども園の制度が導入されれば、例えば、定員割れの幼稚園に保育を必要とする待機児童を受け入れることも可能に

なります。
愛媛県では、9月議会で、認定こども園の認定基準を定めた条例案が提出されました。条例制定後は、認定こども園の認定を受けるところができてそうです。認定を受けた施設は県のホームページ等で情報提供される予定です。

認定こども園と既存の施設の比較

区分	幼稚園	保育所	認可外施設	認定こども園
所管	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	文部科学省・厚生労働省
対象	3歳～就学前 (親の就労の有無を問わない)	0歳～就学前 (親が共働きなどで保育に欠ける子)	0歳以上	0歳～就学前 (親の就労の有無を問わない)
預かり時間	標準 4 時間	標準 8 時間	最大 24 時間	4 時間～8 時間
保育料	施設が設定	親の収入に応じて市町村が決定	施設が設定	施設が設定
入園手続き	施設と直接契約	市町村と契約	施設と直接契約	施設と直接契約